

○西桂町家電リサイクル法対象品目処理方法

1. 買替時・・・新しい製品の購入先である家電販売店に引取を依頼してください。
(リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります)
2. 処分のみ・・・対象品を購入した家電販売店に引取を依頼してください。
(リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります)
3. 処分のみで、対象品を購入したお店が近くにない、分からない等の場合
・・・下記に記した3つの方法の中からいずれかを選択して処理してください。・・・

(1)家電リサイクル回収協力店に引取を依頼する

●西桂町家電リサイクル回収協力店

店名	電話番号	住所
クロダ株式会社	0555-22-2586	富士吉田市大明見1-58-1
ヤマダ電機富士吉田店 ■回収の申込みは直接来店して行う必要があります。	0555-73-8200	富士吉田市下吉田6-7-11

※上記の協力店に引取を依頼する場合は、各引取店に引取に係る料金(「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」)を確認し、回収日を調整してください。(ヤマダ電機に関しては直接来店し、引取受付をする必要があります)

※事業活動により発生した家電リサイクル対象品は、回収を断られる場合があります。
(明らかに「事業者が自ら使用したものではない」と判断できる場合)

(2)自ら「西桂町指定引取場所」へ持ち込み廃棄する

●西桂町指定廃家電引取場所

店名	電話番号	住所
クロダ株式会社	0555-22-2586	富士吉田市大明見1-58-1
ヤマダ電機富士吉田店	0555-73-8200	富士吉田市下吉田6-7-11

※通常「指定引取場所」へ、家電リサイクル法対象商品を持ち込む場合下記の(3)②で記した家電リサイクル券を入手しての処理が必要ですが、西桂町指定の上記2社に限っては、家電リサイクル券を入

手せず直接持ち込んでいただければ処理が可能です。(この場合リサイクル料金のみが必要になります)

(3)自ら「西桂町指定引取場所」以外の「指定引取場所」へ持ち込み廃棄する

①. 廃棄する対象品の製品情報を確認する

メーカーや製品の種類、大きさによってリサイクル料金が異なります。



②. 郵便局で家電リサイクル券を入手し、リサイクル料金を支払う(別途振込手数料が必要)

リサイクル料金については、郵便局備付の「家電リサイクル券システム郵便局手続用リサイクル料金表(税込)」や、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで確認できます。

「一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページ(URL)」

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>



③. 家電リサイクル券と廃棄する家電を指定引取場所へ持ち込む

※この①②③の手順の処理の場合もリサイクル料金のみ必要になります。